

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年3月 11 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2200793 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2300175 号

第1 結論

請求者のA社における平成 29 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 29 年 9 月の標準報酬月額については 36 万円から 41 万円とする。

平成 29 年 9 月に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録する必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 9 月に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額について、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A 社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（41 万円）及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額（41 万円）は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額（36 万円）を上回っていることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、41 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出（令和 3 年 10 月 1 日受付）しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金

事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第2300468号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（国）第2300038号

第1 結論

昭和58年*月から昭和63年5月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されたいた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和38年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和58年*月から昭和63年5月まで

年金事務所で納付記録を確認したところ、請求期間について、国民年金保険料の免除の記録が確認できず、未加入期間となっている。しかし、私は、体調不良によりA市の実家に帰省中の昭和60年4月頃、B社会保険事務所（当時）を訪れ、国民年金保険料の免除の話をし、どのような内容の書類であったか覚えていないが、渡された書類に記入し受理されており、20歳になった昭和58年*月に遡って全額免除になったのは間違いないので、請求期間を国民年金保険料の免除期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が国民年金保険料の免除承認を受けるためには、請求期間において国民年金の加入手続及び保険料の免除申請の手続を行う必要があったところ、請求者は、20歳になった昭和58年*月に住民登録をしていたとするC県D市では国民年金の加入手続は行っておらず、昭和60年1月7日に住民登録をしたA市においても国民年金の加入手続を行った時期、場所等はよく覚えていないと陳述している。

また、請求者は、B社会保険事務所で国民年金保険料の免除の話をし、渡された書類に記入したもの、その書類がどのような内容であったか覚えていないと陳述しているところ、仮に、当該書類が国民年金被保険者関係届書（申出書）及び国民年金保険料免除申請書であった場合、受付受理された後は、世帯の所得状況等の審査が行われ、申請者に対して年度毎に、免除の承認又は却下の通知書が送付されることになるが、請求者は、当該通知書を受領したか否かは、すでに亡くなっている母親が対応していたのでわからないと陳述していることから、請求者の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請に関する状況が不明である。

さらに、請求期間当時、被保険者が国民年金保険料の免除申請をし、当該申請が承認された場合には、申請のあった日の属する月の前月から免除申請のあった日の属する年度の末月まで

の間において、必要と認められる月までを国民年金保険料の免除期間とする旨規定されており、昭和 60 年 4 月の時点で昭和 58 年 * 月に遡って免除申請することができない。

加えて、請求者は、国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）が記載された年金手帳を保有しておらず、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査においても、請求者に国民年金番号が払い出されたことを確認することができない。

これらのことから、請求者が A 市において国民年金に加入したことを確認することはできず、請求期間は国民年金に未加入であることから、国民年金保険料を免除申請することはできない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求者の当該期間に係る保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらぬ。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を免除されていたものと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2300511 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2300174 号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（継柄） : 女（妻）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 12 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 35 年 8 月 11 日から昭和 40 年 8 月 2 日まで

私の夫（訂正請求記録の対象者）は、請求期間に本の問屋で運送及び販売等の仕事をしていた。昭和 38 年に結婚した時には、A 社に勤務していたが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、訂正請求記録の対象者は、昭和 59 年 11 月 1 日から平成 16 年 9 月 20 日まで A 社で雇用保険に加入していることが確認できるものの、同社における請求期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

また、A 社の事業主から提出された訂正請求記録の対象者に係る人事記録（データ）によると、入社年月日は 1984 年（昭和 59 年）11 月 1 日、退職日は 2004 年（平成 16 年）9 月 18 日と記録されていることが確認できるが、同社の事業主は、当該人事記録より前の請求期間当時の資料は何もない旨回答及び陳述している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、請求期間に同社で厚生年金保険に加入している者のうち、照会可能な 33 人に照会し、16 人から回答を得たが、訂正請求記録の対象者を知っていると回答した一人は、訂正請求記録の対象者の退職日については分からないと回答している。

加えて、請求者は、訂正請求記録の対象者が請求期間に係る給与から厚生年金保険料が控除

されていたことを確認できる資料等を保有していないことから、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。